

◆『新なるほど合格塾 日商簿記2級 商業簿記』2019年6月以降の試験への対応について

2019年6月試験から適用される「商工会議所簿記検定出題区分表」の変更点のうち本書に影響がある内容は、以下のとおりです。受検される際は、この点ご注意ください。

章	頁	変更点
第4章	追加	<p>＜手形の裏書＞</p> <p>手形を他人に譲渡するのが手形の裏書譲渡（または裏書）です。 手形を裏書譲渡したら受取手形は減るので、貸方に「受取手形」（資産）を記入します。</p> <p>＜例1＞ A商店から商品100円を仕入れ、代金はかつて受取っていた約束手形を裏書譲渡した。</p> <p>(借) 仕 入 100 (貸) 受 取 手 形 100</p> <p>手形を裏書譲渡されたら受取手形は増えるので、借方に「受取手形」（資産）を記入します。</p> <p>＜例2＞ A商店に商品100円を売渡し、代金としてB商店宛の約束手形を裏書譲渡された。</p> <p>(借) 受 取 手 形 100 (貸) 売 上 100</p> <p>＜手形の割引＞</p> <p>銀行への手形の譲渡が手形の割引です。 銀行がとる手数料が割引料であり、「手形売却損」（費用）とします。 割引料は割引日から満期日までの期間の利息です。</p> <p>＜例3＞ さきに受取っていた約束手形500円を取引銀行で割り引き、割引料10円を差引かれ、手取金は当座預金に預け入れた。</p> <p>(借) 当 座 預 金 490 (貸) 受 取 手 形 500 手 形 売 却 損 10</p>
第4章	追加	<p>＜その他の債権の譲渡＞</p> <p>手形や電子記録債権以外の売掛金などの債権も他人に譲渡することができます。 売掛金を譲渡したら、「売掛金」（資産）を減らします。</p> <p>＜例1＞ 当社はA社に対する買掛金100円を支払うため、B社に対する売掛金をB社の承諾を受けて、A社に譲渡した。</p> <p>(借) 買 掛 金 100 (貸) 売 掛 金 100</p> <p>＜例2＞ 当社はC社に対する売掛金100円をその承諾を受けてD社に90円で譲渡し、代金は当座預金口座に入金された。</p> <p>(借) 当 座 預 金 90 (貸) 売 掛 金 100 債 権 売 却 損 10</p>
第7章	144	繰越試算表の削除

以上